

平成29年6月23日
財 務 局

「入札契約制度改革の実施方針」に基づく財務局契約案件
に係る試行について（その2）

このたび、平成29年3月31日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」に基づき、財務局契約案件を対象とした試行の開始時期と試行内容を定めることとしましたので、お知らせします。

なお、平成29年5月26日にお知らせした（その1）についても、併せてご覧ください。

1 開始時期

平成29年6月26日以後に公告等を行う案件から適用します。

2 試行内容

別紙1 「建設工事における予定価格修正方式の試行について」
の一部改正について

別紙2 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱の一部改正
について

別紙3 東京都契約事務規則第37条第1項の規定に基づく標準契約書
の一部改正

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607

「建設工事における予定価格修正方式の試行について」の 一部改正について

予定価格の事後公表の実施に伴い、予定価格修正方式の試行内容を一部改正することとしたので、お知らせします。

1 対象工事

予定価格9億円以上の競争入札案件で、予定価格を事後公表とする工事案件のうち、契約締結請求後から一般競争入札参加資格確認結果通知書又は指名通知書の送付後の回答が確定した時点までに、単価改正又は積算参考資料の見直しが必要な場合で、その内容を予定価格に反映させる必要があると起工担当部署において判断したもの。

2 予定価格が修正できる場合

(1) 労務単価又は資材価格等に変更が生じた場合

(2) 積算参考資料の見直しに当たり、次のいずれかに該当する場合

ア 積算内訳書でやむを得ず一式計上した項目の代価明細表に見直しが必要な場合

イ 積算参考資料に示す当初想定していた仮設・工法等に関する条件及び参考数量に見直しが必要な場合

3 予定価格が変更となったことを入札参加者に伝えるタイミングについて
(従来) 指名通知時
(改正) 回答が確定した時点で「再開通知書」により伝達

4 試行開始日

平成 29 年 6 月 26 日以降に入札公告等を行う案件から試行を開始

東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱の一部改正について

平成29年3月31日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」に基づき、予定価格が事後公表となることに伴い、予定価格や最低制限価格などの厳格管理情報（*）について聞き出そうとするなどの行為、いわゆる「さぐり行為」が発生する恐れがあります。こうした行為及び談合その他の不正行為を抑止する観点から、「東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱」の一部を改正することとしましたので、お知らせします。

1 主な改正内容

- さぐり行為に対する指名停止及び注意の措置の新設
厳格管理情報を聞き出そうとした場合→1回目：注意
2回目以降：指名停止（1月）
厳格管理情報を不正に得た場合 →指名停止（6月）
- 契約に関連する違法行為等社会的信用失つた行為に対する指名停止期間の延長
標準月数の改正例（東京都発注の契約に関するもの）
談合、競売入札妨害による逮捕、起訴 現行12月→改正18月
公取委による排除措置命令等 現行 6月→改正14月
- 指名停止措置が重複した場合の指名停止期間の加算
- 落札後辞退などの不誠実な行為を指名停止期間満了後1年以内に再び行った場合の加算
- 元請負人の下請負人に対する管理監督責任の明確化
- 実施設計等における契約上の守秘義務に違反した場合の指名停止措置の明記

その他所要の改正を行います。

*厳格管理情報

最低制限価格、調査基準価格、予定価格（事後公表及び非公表案件に係るもの）、希望者名、希望者数、指名者名、指名者数、選定理由、非選定理由、仕様書、総合評価における技術審査結果、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）など、当該情報がその時点では公にされていない契約事務に係る情報

2 施行日

平成 29 年 6 月 26 日

東京都契約事務規則第37条第1項の規定に基づく標準契約書の 一部改正について

談合その他不正行為を抑止する観点から、東京都契約事務規則第37条第1項の規定に基づく各標準契約書の一部を改正することとしましたので、お知らせします。

1 主な改正内容

各標準契約書について、受注者が、談合その他不正行為に該当した場合に、支払わなければならない賠償金の額を、「契約金額の10分の1」から「契約金額の10分の3」に改めます。

その他所要の改正を行います。

2 施行日

平成29年6月26日以降に公告等を行う案件から適用します。